

あなたが利用した、

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 生活福祉資金特例貸付

に関するご案内です

## 1 償還開始の延長

- ・令和4年(2022年)12月までに償還(返済・お金を返すこと)が始まる貸付については、償還開始の時期が、令和5年(2023年)1月に延長されました。

## 2 償還免除の申請・手続き

- ・償還が始まる時に、借受人と世帯主が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税(住民税を支払う必要がない)」であれば、「償還免除(返す必要がなくなる)」になります。
  - ・償還免除の対象になる人は「貸付金償還免除申請書②」を書いて、必要な書類と一緒に送ってください。
- ① 「緊急小口資金・総合支援資金(特例貸付)の償還免除について①」をよく読んで、償還免除申請をしてください
  - ② 償還免除申請は、令和4年(2022年)8月31日当日消印有効です

## 3 償還の手続き

- ・償還免除の対象にならない人は、償還金(返済金)を引き落とす口座を届け出てください。
- ① 右のQRコードから、WEBで登録してください
  - ② WEBが使えない人は、「預金口座振替依頼書③」を送ってください
  - ③ 手続きの締切は、令和4年(2022年)8月31日です



## 4 同封されている書類

- ① 緊急小口資金・総合支援資金(特例貸付)の償還免除について
- ② 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書  
※債務の数によって、2枚 または 1枚
- ③ 預金口座振替依頼書
- ④ 返信用封筒

## 5 問い合わせ先

東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター  
<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/coronatokurei.html>  
よくあるご質問をのせています。ご参照ください。  
【受付時間】 平日9:30~17:30  
【電話番号】 03-6261-4335  
※外国語(英語・中国語・韓国語・ネパール語・タガログ語・ベトナム語・ミャンマー語)でのお問い合わせにも対応できます。



# しながた 新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付

## 1 お金を返すときに遅くなりました

2022年4月から12月までに お金を返すことが 始まる 予定→2023年1月からに 変わりました。

2023年1月から 返すことを 始めてください。

## 2 お金を返さなくてもいい人

お金を返すことが 始まる時に、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主(家族の代表)」が「住民税 非課税(住んでいるところに払う税金が0円)」の場合

→「償還免除(お金を返さなくてもいい)」を申し込みます。

・申し込みができるとき：2022年8月31日までです。

2022年8月31日までに 申し込みの封筒が 郵便局に 着かなければなりません。

・必要なもの：①「世帯(家族 全員)の 住民票(一緒に住んでいることがわかる紙)」

② あなたと 世帯主(家族の代表)の「非課税 証明書(住んでいるところに払う税金が0円だったことがわかる紙)」

③「貸付金 償還免除 申請書」**2**

・①～③を この手紙と 一緒に 入っていた 封筒**4**に 入れて 送ってください。切手は、ありません。

・①と ②は、役所で もらうことができます。

※「緊急小口資金・総合支援資金(特例貸付)の 償還免除について(一番 大きい紙)」**1**をよく読んでください。

HP(ホームページ)に 日本語・英語・中国語・韓国語・ネパール語・タガログ語・ベトナム語・ミャンマー語が あります。

## 3 お金を返さなければならない人

2の「お金を返さなくてもいい人」ではなかった 場合

→お金を返してください。

・「預金口座 振替 依頼書(お金を返すための 銀行や 郵便局の 口座を 書く紙)」**3**にある WEB(QRコード)で「預金口座 振替 依頼書」を送ってください。

・WEBを使うことができない人は、「預金口座 振替 依頼書」**3**を書いて 送ってください。

2022年8月31日までに この手紙と 一緒に 入っていた 封筒**4**に 入れて 送ってください。切手は、ありません。

## 4 封筒に入っている紙

**1** 緊急小口資金・総合支援資金(特例貸付)の 償還免除について(一番 大きい紙)

**2** 緊急小口資金等の 特例貸付に係る 貸付金 償還免除 申請書(お金を返さなくてもいい人が書く紙)

※1枚～2枚(お金を借りた回数で 違います)

**3** 預金口座 振替 依頼書(お金を返すための 銀行や 郵便局の 口座を 書く紙)

**4** 返信用 封筒(あなたが 紙を送るための 封筒)

## 5 わからないことがあるとき

東京都 社会福祉 協議会 特例 貸付 事務センター

【時間】 平日の9時30分から 17時30分まで

【電話】 03-6261-4335

※日本語・英語・中国語・韓国語・ネパール語・タガログ語・ベトナム語・ミャンマー語で 話すことができます。



↑

